

水道料金免除延長のお知らせ

物価高騰の影響に伴い、現在、水道料金の基本料金とメーター使用料を1/4免除としておりますが、町民の皆様の生活や企業等の経済的負担を軽減するため、引き続き延長させていただきます。よって令和6年3月検針（4月請求）分から令和7年2月検針（3月請求）分までの、基本料金とメーター使用料については、1/4免除（官公庁を除く）とさせていただきます。なお、この免除に係る手続きは不要です。

※下水道使用料及び浄化槽使用料につきましては免除の対象外となります。

【令和6年度実施】

1/4免除(R6.3~R7.2月検針)
水道基本料金 1,125円(一律)
メーター使用料 60円(13mm)
1,125 + 60 × 1.1(消費税)
= 1,300円(税込)



【令和7年度以降】

通常料金(R7.3月検針~)
水道基本料金 1,500円(一律)
メーター使用料 80円(13mm)
1,500 + 80 × 1.1(消費税)
= 1,730円(税込)

メーター使用料(口径別)	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
1/4免除(税抜)	60円	112円	120円	187円	375円	1,050円	1,425円
通常料金(税抜)	80円	150円	160円	250円	500円	1,400円	1,900円

超過料金表(変更なし)	11m ³ ~30m ³	31m ³ ~100m ³	101m ³ ~
1m ³ あたり(税抜)	160円	220円	260円

【参考】※1/4免除の場合

(水道基本料金 + メーター使用料 + 超過料金) × 消費税 = 水道料金
(10円未満切捨て)

口径13mmで1ヶ月0m³~10m³使用

(1,125円 + 60円 + 0円) × 1.1 = 1,300円

口径13mmで1ヶ月20m³使用

(1,125円 + 60円 + 1,600円) × 1.1 = 3,060円

※超過料金 160円 × 10m³ = 1,600円